

広島県告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市志和町志和堀字関川山一一二三の一〇八九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）